

議事日程(第3号)

平成29年6月16日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第26号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第27号 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第28号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第29号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第30号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第31号 須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第32号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第33号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第34号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第46号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第13 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第26号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第27号 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第28号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分について

- 日程第 4 議案第 29 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第 30 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第 31 号 須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 32 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 33 号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 34 号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 35 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 11 議案第 46 号 平成 29 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 13 議員の派遣について

出席議員（13名）

1 番	児 玉 求	2 番	世 利 孝 志
3 番	白 水 勝 元	5 番	三 角 栄 重
6 番	田 ノ 上 真	7 番	松 山 力 弥
8 番	猪 谷 繁 幸	9 番	田 原 重 美
10 番	合 屋 伸 好	12 番	三 上 政 義
13 番	柴 田 真 人	14 番	今 村 桂 子
15 番	三 角 良 人		

欠席議員（1名）

11 番 原 野 敏 彦

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 裕 史	副 町 長	平 松 秀 一
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 理 事	満 行 誠
上下水道課理事	石 井 浩 二	健康福祉課理事	小 林 は つ み
住 民 課 長	梅 野 猛	子ども教育課長	御 手 洗 文 生
税 務 課 長	合 屋 浩 二	地 域 振 興 課 長	稲 永 勝 章
健康福祉課長	長 澤 義 一	都 市 整 備 課 長	甲 木 圭 二
上下水道課長	世 利 昌 信	ま ち づ く り 課 長	平 山 幸 治
社会教育課長	吉 川 聡 士	会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕
総務課課長補佐	諸 石 豊	監 査 委 員	百 田 清 二

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
これより議事に入ります。

日程第1. 議案第26号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第26号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子議員。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第26号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、28年度補正予算書1ページです。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億9,663万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億1,364万8,000円とする。款項の区分及び金額は第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

5ページ、第2表、地方債補正は、起債額の確定に伴う限度額の変更です。

起債の目的。道路改良事業債、限度額3,250万円を810万円増額し4,060万円に変更。須恵東中学校大規模改造事業債（第2期）、限度額2億680万円を20万円減額し、2億660万円に変更するものです。

歳入では、1款町税は景気の上向きなどにより、見込み以上の収入があったため、町民税で4,800万円の増額、固定資産税で6,400万円の増額です。

軽自動車税は、税率改正に伴う800万円の増額、町たばこ税は決算見込みにより1,513万6,000円の減額です。

2款地方譲与税から9款地方交付税までは収入額を3月末の交付決定額に合わせてそれぞれ減額及び増額の補正で、主なものは4款配当割交付金が2,278万8,000円の減額、5款株式等譲渡所得割交付金が2,152万6,000円の減額、9款地方交付税が1,187万8,000円の増額ですが、前年度より2,000万円ほど少なくなっています。

16款寄附金は、株式会社PMTより小中学校5校の図書購入にと、50万円の篤志寄附金です。

17款繰入金では、町税の増額、歳出の国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計の繰入金の減などにより2億8,400万円の財政調整基金繰入金の減額となりました。

これにより、3月末の決算見込みは歳入89億8,000万円、歳出は86億8,000万円と

見込まれ、財政調整基金繰入金は3億円となりました。

歳出は、決算見込みによる不用額です。

2款1項総務管理費では、社会保障税番号制度システム整備事業及び自治体クラウドサービス提供業務など、電算委託料の減により1,100万7,000円の減額です。

3款1項社会福祉費1億6,818万8,000円の減額補正の主なものは、国民健康保険特別会計繰出金1億5,600万円の減額です。これにより、一般会計からの法定外繰出金赤字補填分は4,400万円となり、前年比3,200万円の増額となりました。

8款5項下水道費1,300万円の減額補正は、公共下水道事業特別会計繰出金の減額で、負担金及び使用料の収入増、工事請負費などの支出減によるものです。

審査の結果、賛成多数で承認としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 議案第26号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第6号）について、反対討論をいたします。

15ページ、3款1項社会福祉費28節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金1億5,600万円減額となっておりますが、これは国保に繰り入れるべきというふうに思っております。

本町では28年度3月現在、無保険者110世帯、135人、国保延べ人数8,602人の89%、7,661人が所得200万円未満となっております。国保税に占める所得額は16%から21%となっております。国保世帯は町民の約31%となっております。町役場が町民の生活を守るために大幅な国保会計への繰り入れがどうしても必要だと思っております。よって、繰出金、これは国保に繰り入れるべきだというふうに思い、反対討論といたします。

○議長（三角 良人） 誰か説明してやらん。委員長、説明してやってください。たびたびやけど。（「ここでいいですか」の声あり）いいです。委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 繰出金は赤字で特別会計の中で足りなかったものを一般会計に借金をするような形で借りているわけです。それを今現段階で余ったので返しますということなので、借金している分を返すだけです。わかりますか。一応個人的にも銀行から借りて、一応使って、余ったら銀行に戻しますよね、返しますよね、それと同じことです。

以上です。

○議長（三角 良人） もう3年もなるんだからね。討論はもう出ませんからね。3年もなるんだから、あなた、たびたびそういうことを言うけど、おかしいでしょうが。理解してくださいよ。

賛成討論。

○議員（6番 田ノ上 真） 賛成討論をいたします。中身は今予算委員長が言ったとおりでございますが、今のは説明でございまして、賛成討論という形で同意見でございますが、させていただきます。

なお、国保の常任委員会でも似たような趣旨の発言をなさっておりますが、これは法制度をいじる形でないとできないという話をそのときにしておりますが、それを聞いているにもかかわらず、こういう形で討論をするというのは、これは文教厚生委員会の審査の内容を踏みにじるような気がいたします。大変心外なことでございます。賛成討論を終わります。

○議長（三角 良人） 違う。討論になつたらん、それは。本当にもう。頼みますよ。そんな発言ばっかし。もう1回ね、議長のあれを読みなさいと。

○議員（6番 田ノ上 真） これは、繰入金というものは、ここでは繰出金ですね。繰出金というものは、一般会計が国保の会計に貸し出しているような趣旨のものであり、不用になった分は返すというのが原則でございます。原則どおりの措置をとっておるわけでございますが、賛成意見でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて討論を終結します。よって、議案第26号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第26号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2. 議案第27号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第27号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真議員。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第27号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊、平成28年度補正予算書の18ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億1,634万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億3,370万円とするものです。

事項別明細書21、22ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款1項国民健康保険税が一般被保険者保険税の現年課税分及び滞納繰越

分の収納見込みから283万4,000円の増額補正。

3款国庫支出金1項国庫負担金888万7,000円、2項国庫補助金946万2,000円の増は、いずれも確定通知による追加交付です。

4款療養給付費交付金は、社会保険診療報酬支払い基金からの変更交付決定通知により1,511万5,000円の増額、6款2項1目財政調整交付金は変更交付決定により6,115万円の減額です。

7款共同事業交付金は、国民健康保険団体連合会からの交付決定通知により2,890万6,000円の減額です。

8款繰入金につきましては、年度末の収支見込みにより1億6,258万8,000円の減額となっています。その内訳は3節の国保会計の赤字を補填する一般会計繰入金が1億5,600万円の減額、4節給与費等繰入金が人件費等の決算見込みにより206万4,000円の減額、5節出産育児一時金繰入金452万4,000円の減額で最終的な繰入金額は947万6,000円となります。また、今年の該当者は34名でした。

27、28ページをお開きください。歳出は今回も全て減額の補正となっております。その主なものを申し上げます。2款1項療養諸費1億5,938万円、同2項高額療養費4,482万4,000円、3項出産育児諸費678万円はいずれも決算見込みによる減額補正です。

10款予備費は不用額515万2,000円の減額補正をしております。

質疑として、8款記載の一般会計繰入金を減額せずに使い切るべきではないかというものがありません。この発言は税金の使い方を決める政治政策的なものであり、その議論自体は議員の職務のうちと言えます。がしかし、文教厚生委員会が当初本会議において審査を付託された範囲を超えていますし、説明に来ていた住民課は、法定されたルールにのっとり業務を遂行しているのをごさいます、当然ながら答えようのないものです。

所管委員会の委員長として、住民課には申しわけない思いでございます。そのときの回答などを踏まえて要約すれば、それは議会で議論することだということになります。もちろん、質問議員がちゃんと数字の入った対案を出すことが前提です。

反対討論として、繰入金は増額すべきで減額には反対というものがありません。なお、討論者が同僚の委員に向かわず、執行部事務局にばかり体を向けて反対意見を述べているので、討論の相手が違う、討論の目的がわかっていない旨注意いたしました。

文教厚生委員会、賛成多数で承認です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 議案第27号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、反対討論をいたします。

26ページの8款繰入金1項他会計繰入金3節一般会計繰入金1億5,600万円の減額であります。先ほどのことと、一般会計と重複するわけですが、私としましては、本町の現状から鑑み、これは減額すべきじゃないということで、反対討論をいたします。

○議長（三角 良人） あなたね、理解しないの。ねえ。説明聞いたとき、意味わかってます。わかっとるなら、そんな反対討論ないでしょうもん、わかっとらんからそんなこと、また言うんじゃないですか。同じことを言っているんですよ、あなた。

○議員（1番 児玉 求） わかります。

○議長（三角 良人） わかっとらんからそんなことを言うでしょうが。もう。賛成討論はありますか。松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 先ほどから説明ありますけども、これは借りた金を返すんだから、負担金をあげて、それで賄うとか何とかじゃなくて、これはそれで間に合っとるわけ。須恵町の国民健康保険の法律の中に、決まりの中にととってやっていることでございますので、これは返すべきでございますが、そこら辺で、どうのこうの言う筋じゃないと思います。

討論ですけども、賛成でございますけども、ほかの科目の繰入金も全体で入っているわけでございます。そうするたびに、この件につきまして、討論しますということは、ちょっとおかしなことで、私はこの件につきまして、繰入金を返すのは当たり前とっておりますので、賛成いたします。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 賛成討論でございますが、児玉議員が言われたことは、多分一般会計で繰り入れた分も低所得者に分配すればいいんじゃないかなろうかという意見だとは思いますが、一般会計から繰り入れるということは、国保の方だけじゃない方の負担の分も国保の方に入れるということにもつながるわけです。

それで、例えば社会保険の方たちは二重に保険料を払うような形にもなってくるということで、国保の方だけのために一般会計のお金を使うわけにはいかないということでございますので、一応御理解をいただきたいということで、私は賛成をいたします。

○議長（三角 良人） ほかに。世利議員。

○議員（2番 世利 孝志） 賛成意見ですけども、今児玉議員が言っている意味が全くわかりません。ということは、1億5,600万円、返さんで使いなさいということかなと思うわけです。そういうことは法律に違反することであって、また税金の無駄遣いにもなりますので、これは全く話にならないと思います。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて討論を終結します。よって、議案第27号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第27号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3. 議案第28号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第28号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥議員。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第28号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

別冊、平成28年度補正予算書の33ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ800万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億824万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

36ページの事項別明細書の歳入ですが、1款1項負担金、2款1項使用料は、決算見込みによる増額となっております。

5款1項他会計繰入金は収支調整による1,300万円の減額補正となっております。

38ページの歳出ですが、1款総務費は決算見込みによる不用額の減額でございます。

2款下水道事業費は、工事量の減及び決算見込みによる不用額の減額でございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第28号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第28号平成28年度須恵町公共下水

道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4. 議案第29号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第29号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥議員。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第29号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書4ページでございます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日等から施行されることに伴い、須恵町税条例の一部を改正する必要が生じ専決処分したため、議会の承認を求めますのでございます。

今回の改正は、上位法である地方税法の改正により、各条文に規定される文言及び様式並びに項ずれ等の整備が主なものとなっておりますが、そのほか改正点としましては、新旧対照表において説明いたします。

17ページの下の方でございますが、第61条の2関係です。これは、法第349条の3第28項から第30項までについて、保育の受け皿整備の促進のため、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例を導入し、条例で割合を定める規定の整備です。

18ページの上、第63条の2関係ですが、住居用超高層建築物、いわゆるタワーマンションに係る固定資産税について、区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる案分割合を、実際の取引額の傾向を踏まえて補正するよう見直すもの。

なお、本町に該当する物件はないとのこと。ちなみに高さ60メートル、20階建て以上でございます。

20ページの上の第74条の2関係ですが、被災住宅用地に係る特例措置について、被災市街地復興推進地域において、被災住宅用地とみなす期間を2年度分から4年度分に拡充するものです。

21ページの下、附則第10条の2関係ですが、22ページ、第17項、第18項が今回新設されたもので、第17項は子ども子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合には、当該施設の用に供する固定資産について、課税標準額を最初の5年間、2分の1にするもの。

また、第18項は、都市緑地法第69条第1項の規定により指定された緑地保全、緑化推進法人が土地を保有し、または無償で借り受けて市民緑地を設置、管理する場合には、その用に供す

る土地について、課税標準額を最初の3年間を3分の2にするものです。

26ページ、附則第16条関係ですが、軽自動車におけるグリーン化特例、経過の見直しで平成29年度、平成30年度取得した軽自動車について、軽自動車税を軽減するもので、2年間延長するものです。

燃費基準の達成率が厳しくなり、よりよい性能の軽自動車を対象になっています。

10ページに戻っていただきまして、附則第1条で施行期日は、条例は平成29年4月1日から、規定については第1号、附則第5条の規定は公布の日から、第2号、附則第5条第1項の改正規定及び次条、第2項の規定は平成31年1月1日から、第3号、附則第10条の2第18項を同条第16項とし、同項の次に2項を加える改正規定。都市緑化法等の一部を改正する施行日、平成29年5月12日からとなっております。

また、附則第2条では、町民税に関する経過措置、第3条では固定資産に関する経過措置、11ページでは、第4条、軽自動車税に関する経過措置を定めております。

第5条、第6条では、須恵町税条例の一部を改正する条例の一部改正の改め分となっております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で、承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） お尋ねします。議案第29号、保育の受け皿整備の促進についてですけど、固定資産税の課税標準を2分の1にするということですけど、それと保育、幼稚園への民営化の根回しになるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、電気自動車等の軽減率が高過ぎる、75%になつとるわけですが、その分、軽トラとか軽自動車に課税される。もしくは14年間乗ればまた税率が10%ぐらい上がるとあるんですが、そういうところがありますので、その点ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（三角 良人） 松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） これは、国の上位法で決まったものでございますので、それに伴って税制改正をするものでございます。

また、これが4月1日から施行されることに伴い、間に合いませんでしたので、専決されたものでございますので、説明をしる、国で決まったことでございますので、そういうことでございます。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） いつも思うんですけど、国が決まって地方自治体が行するという事です。いつも言われてますよね。国があり、県があって、その下に町があるということなんです。

が、地方自治体はそれなりに独立した自治体ですので、やはり独自の。（発言する声あり）それはわかりますよ。（「法制度を知らんわ」の声あり）そして、この保育園、幼稚園の民営化の固定資産税、半分ぐらいということで、これを心配しております。

聞くとところによると、ここ3年内ぐらいに町営の幼稚園を1個ぐらいにして、あと民営化にするというような話もありますし、住民のサービスの観点からしたら町営でいくということが一番大事じゃないかと思っております。そこをお尋ねいたします。

○議長（三角 良人） 委員長、どこか振りますか。委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） これ、私、何回説明したかわかりませんが、日本国に住んでいる以上、それに逆らうわけにはいかず、須恵町が日本国から脱会するのか。私提案理由で申したように、何といたらいいですかね。法律に従ってされたものでございますし、これちょっと私の委員長のあれではありませんし、誰か法律に詳しい方が説明したら助かりますけど。

○議長（三角 良人） 法律じゃなくて。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 上位法といますか、憲法が今一番ですね。そしてそれから法律というのがあるわけです。それにのっとった条例でなければ、町の条例というのは成立しないわけですね。

これは今、法律が改正になっておるわけです。それで、議会を開くいとまがなかったから、要するに専決処分を町がしましたということで、その可決を今お願いしている、議決をお願いしているということでございます。

今言われました私立幼稚園の固定資産税とか、これは待機児童が余りにも多過ぎて、私立幼稚園も自分で起こし切れないという人たちのため優遇措置をされておるわけで、だからそれは例えば学校であれば、固定資産税を一般と同じようじゃなくて2分の1にするとか、そういうことで、いわゆる税条例が改正になっておる。税条例の中身と。

それをどうのこうのと我々が言うべきことでもないわけです。法律については、国会議員が審議するわけでございます。国会で決まったこと。我々がするのは、その下にそれに沿った条例をどのようにつくるかということの審議しか権限がないわけです。あくまでも日本国民は日本国が制定した法律にのっとるとというのが筋でございますので、先ほど委員長が言われましたように、国を脱退するのか、そういうことしか勝手に条例をつくるわけにもいかないというのが原則でございます。

だから、質問されている内容がよく理解できません。

以上です。

○議長（三角 良人） 最後の質問です。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 地方自治体も条例をつくっておるわけですね。だから、先ほど言われたとおり、その国で決まったことということで、今度は国で決まったことを今度は各地方自

治体で町民のためどんなふうにするかという条例を決めると、そういう形になる。（発言する声あり）地方自治体のやり方として、やはりやっていくと。

一番私がここで尋ねたいというのは、保育園、幼稚園の民営化というところであります。だからそのことが一番懸念しているというところであります。（発言する声あり）

○議長（三角 良人） 委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 私は須恵町の税条例に関する専決処分でございますので、ほかの、ほかでももらえんでしょうか。うちの委員会としても、侮辱されたような感じがいたしまして。失礼します。そういうことです。条例に伴って質疑等をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 何度も申し上げますが、将来の保育、幼稚園、これずっと須恵町がほかの自治体よりもいろいろ前進しているということで、児童も100名ほどふえているわけですね。去年から比べて。そういう中におきまして、先行きの見えたというのが、非常に私は。

○議長（三角 良人） 民営化の話はないでしょう、どこも。質問をちゃんとしてください。どこに民営化の話をしていますか。

○議員（1番 児玉 求） 可能性があるということです。（発言する声あり）それはわかりますよ。税金を、そこのところはありますけど、相対的に。

○議長（三角 良人） 議案に対しての質問をびしっとしてください。

○議員（1番 児玉 求） 先ほど言ったとおりです。保育の受け皿整備の促進というところで、私が心配するところがありまして、話しました。

以上です。

○議長（三角 良人） あなたが言うのは、私立の幼稚園を建てる。固定資産を減らすという話でしょうが。それをあなたが上げるというわけですか。

○議員（1番 児玉 求） いやいや、そういうことは言ってないです。

○議長（三角 良人） そうでしょう。そういう話ですよ、この議案は。2分の1にしますという、それがあなたはいかんと言よるじゃろ。私立幼稚園がふえるとか何とか言うてから、わけのわからんことを言うたらいかんですばい。いい。ちゃんと議案を読んでから質疑をちゃんとせな。いいですか。これにて討論を終結します。よって、議案第29号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第29号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第5. 議案第30号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第30号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真議員。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第30号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書35ページをお開きください。

提案理由として、今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成29年4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税の低所得者に係る保険税軽減の拡充を行うため、須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたことによります。

37ページ、新旧対照表をお開きください。第25条第2号、第3号の改正です。前年度の中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合、均等割額、平等割額を減額するものです。

第2号の改正については、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を改正前26万5,000円から改正後27万円に引き上げます。

また、第3号の改正では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の算定において、被保険者数に乘すべき金額を改正前48万円から改正後49万円に引き上げることで、低所得者への保険税軽減の拡充を図るものです。

この制度改正による影響は、新たに11世帯が軽減の対象になり、設定額は36万円の減額とされています。

36ページの附則です。第1項、この条例は平成29年4月1日から施行する。第2項、改正後の条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までは従前の例によるものです。

文教厚生委員会、賛成多数で承認です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 議案第30号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、反対討論をいたします。

軽減判定所得、5割軽減5,000円引き上げ、2割軽減の1万円引き上げは賛成であります。しかし、高額所得者の税率が低所得者より低い傾向にあり、同じ税率で徴収するべきだということで、よって反対討論といたします。

○議長（三角 良人） 委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 委員長報告をさせていただきます。ただいまの委員長報告の中には入れておりませんでした。今改正に含まれない限度額54万円という部分で、ここを改正するべきという質疑が実は委員会の中でございました。

しかしここは、という当初本会議における文教厚生委員会への付託の部分ではございませんので、この質疑は最終的に却下いたしました。そして討論ということになったんですが、この質疑の途中でただいま見玉議員申しましたように、今回付託された部分の限度額が多分認めがたかったのだらうと思ひまして、討論なくして採決のときに反対をされたものでございます。

私も今この話を聞いて、討論における委員会での反対の理由がわかりました。

以上でございます。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて討論を終結します。よって、議案第30号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第30号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第6. 議案第31号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第31号須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥議員。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第31号須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書38ページでございます。

個人情報保護等改正法が平成29年5月30日から施行され、番号法が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

40ページでございます。

新旧対照表、第1条関係では須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例で、定義第2条第4号は番号法第26条の新設による追加で、情報提供等記録、いわゆるアクセスログについて、番号法第26条に準用する場合を含むとなっております。

今回追加になった番号法第26条の内容は個人情報保護法等の改正により、地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても情報提供ネットワークシステムを利用できることとなったため、条例による独自に利用する事務についても情報提供等記録を保持しなければならないとするものです。

第23条の2、第1号では番号法第26条の新設による条ずれでございます。

41ページ、第2条関係では須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例です。

第1条及び第5条の改正は、番号法の改正により、第19条第8号の新設で「法第19条第9号」を「第10号」に改めるものでございます。

ちなみに、番号法第19条第8号の内容は、個人情報保護法等改正法により新たに追加されたものであり、マイナンバーの独自利用、事務についても情報提供ネットワークシステムを使用することが法律上明記されました。情報提供ネットワークシステムにつきましては、まだ稼働開始にはなっておりませんので、前倒しをしての例規整備となっております。

39ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は交付の日から施行し、平成29年5月30日から適用するものです。

質疑といたしまして、「情報提供等記録アクセスログは時間も記録されるのか」の質疑に、「いつ、誰が、どことどの情報をやりとりされたのかまで記録される」とのことです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 議案第31号須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の反対討論をいたします。

本町のマイナンバーカードの申請者は現在2,610名、町民2万7,765人の9.4%ぐらいの、2016年5月31日時点で2万7,757人の中で申請は1,583人でありました。ここ1年で1,027名申請者がふえています。しかし、町民の1割以上の人しか申請はしていま

せん。個人情報の漏えい等、使用する危険性を心配されているのではないのでしょうか。マイナンバー制度は国民に利益よりも不利益をもたらす制度であります。廃止以外にないと思っています。よって、反対討論といたします。

○議長（三角 良人） ほかに。田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） 反対討論がございましたので、私は賛成討論をさせていただきます。

国で決まった制度でございますし、それを行っているわけでございますが、これからこのマイナンバー制度に基づいて、さまざまな諸施策が国で、また自治体も含めて進められていくものがございます。既にこのマイナンバー制度を基幹として日本という国が発展していくという形で今進められているわけでございますから、それをさらに使い勝手よく、さまざまにブラッシングをかけながら進めていくのは当然のことでございます。

ただいま加入者が少ないからおかしいみたいな意見もありましたが、申請者はふえる一方でございますから心配に当たらないと私は思っております。

賛成でございます。

○議長（三角 良人） 討論ですか。ほかに。（「説明」の声あり）中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） マイナンバーは100%、国民全員に振られておりますので、カードをもらいに来た人が9%ということでございます。間違いないように。（「わかっております」の声あり）100%。（「はい、わかっています」の声あり）

○議長（三角 良人） これで討論を終結します。よって、議案第31号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第31号須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第32号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第32号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥議員。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第32号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書42ページでございます。

この条例は、平成29年3月31日、人事院規則の一部改正が交付され、4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

44ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第2条の2は引用しております児童福祉法の第6条の4の「第2項」を「第1号」に、「第1項」を「第2号」に改め、「里親であって」以下の表記を「養子縁組里親」とするものです。

第3条、次ページの第4条及び第10条は、「保育所等に申し込みを行っているが、当面その実施が行われてないこと」の文言を追加し、これまでは認められなかった育児休業の再度の承認、再度の延長、再度の育児短時間勤務をできるようにするものです。

43ページに戻っていただき、附則といたしまして、この条例は交付の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第32号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第32号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を11時15分とします。休憩に入ります。

午前10時59分休憩

午前11時13分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8. 議案第33号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第33号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真議員。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第33号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書46ページをお開きください。

提案理由として、後期高齢者医療の普通徴収によって徴収する保険料の第6期の納期限、これは12月に来る分ですが、この期限を国民健康保険の普通徴収によって徴収する保険料の第7期の納期限、これも12月ですが、日にちが違いますので、日にちを合わせるため当条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

48ページの新旧対照表をごらんください。

第4条の普通徴収にかかる保険料の納期については、高齢者の医療の確保に関する法律により、市町村の条例で定めることとなっていますが、12月の納期限が国民健康保険税や実際の運用上と異なっているため、「12月1日から同月31日まで」の納期限を「12月1日から同月25日まで」に改正して合わせるものです。

47ページ、附則です。この条例は交付の日から施行し、平成29年4月1日から適用しております。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第33号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第33号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第34号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第34号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真議員。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第34号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日に施行されたことに伴い当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものです。

51ページ、新旧対照表をお開きください。

第8条に係るものですが、改正後の文言に「必要に応じて」との一文が挿入されています。これは、改正前において受給資格の確認には支給認定証の提示が必須であったものが任意化され、必要に応じての提示でよくなるものでございます。その要件が改正後、条文の支給認定証以下の括弧書き傍線部分となります。この改正により、支給認定証の紛失、亡失、交付を受けていない場合等による事務の停滞が緩和され、住民サービスが向上するものでございます。

50ページ、附則です。この条例は交付の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

質疑として、文言の意味を問うものと、「サービスの低下にならないか」というものがありました。回答としては、「サービス向上になる」というものでした。文言については割愛します。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 今、委員長が割愛しましたって報告がありましたけれども、内容はどういうものか御説明を賜りたい。

○議長（三角 良人） 田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 文言についてですが、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業とは何ぞや」という質疑でございましたので、皆さんよく御存じのことと思い、私としては割愛させていただいたんですが、この件についてでございました。

これはタイトルにございますように、特定教育・保育施設は認定こども園、幼稚園、保育園のことでございますし、特定地域型保育事業としては小規模保育、事業所内保育、家庭的保育等のことでございます。いずれにしてもタイトルに係ることで質疑がありましたので、委員長としては終了後ではございますが、ちゃんと勉強して臨むようにということで注意を促しました。

また、文言はもう1点、50ページにございます平成26年内閣府令第44号とあります。「これは何ぞや」という質疑でございました。これは皆さん見てすぐわかるように、その直前に子ども・子育て支援法施行規則（平成26年云々）と続いておりますように、施行規則のことをうたっております。これも普通にちゃんと読めばわかるということで注意不足、勉強不足の類であるということで注意を促しております。

議案に関係ないことはたくさんの資料をもって準備しておるようでございますが、こういう初歩的なことができていないのはいささか残念でございます。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第34号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第34号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第35号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第35号工事請負契約の締結についてを議題とします。
総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥議員。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第35号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書52ページでございます。

工事名、旅石地区水路改良工事、契約方法、指名競争入札、請負金、7,830万円、請負者、福岡市博多区東比恵3丁目16番14号、飯田建設株式会社代表取締役、宮木義高、契約保証の方法、契約保証金、783万円、条件、工期は契約の効力が生じた日から平成30年3月15日まで、請負金の支払いは原則として竣工払いといたしますが、40%の前払い金制度を適用いたします。

今回の工事につきましては、本店及び支店、営業所の所在地が福岡市及びその近郊にあり、かつ須恵町指名競争入札参加者基準要綱別表で土木工事一式、A等級、経営審査事項の土木の評価点が900点以上の7社を指名し、5月10日に指名通知及び仕様書を配付し、5月25日に入札会を実施しております。

3者が同価格となり、くじの結果、飯田建設株式会社が落札したものです。落札率は79.93%です。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第35号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第35号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第46号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第46号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子議員。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第46号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、補正予算書1ページです。

歳入歳出予算の補正、第1条。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,099万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億9,099万6,000円とする。款項の区分及び金額は第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条。地方債の変更は第2表、地方債補正による。

4ページ、第2表、地方債補正限度額の変更です。

起債の目的、城山防災会館（仮称）建設事業債、限度額4,730万円を歳出の補正に伴い2,540万円を増額し、7,270万円に変更するものです。歳入の主なものは13款国庫支出金で、業務改革モデルプロジェクト委託金1,545万6,000円で歳出と同額です。

20款町債の消防債2,540万円は城山防災会館（仮称）建設事業債です。歳出の主なものは2款1項総務管理費2,464万1,000円で、主なものはオープンイノベーション戦略推進費544万3,000円、業務改革モデルプロジェクト委託金1,545万6,000円で、業務改革に係る調査、分析、検討、報告書作成に係る費用の計上です。

9款消防費では、城山防災会館（仮称）建設工事に係る1,500万円の増額補正です。建設工事請負費において、当初予算より人件費、資材費などの単価が上がったため1,440万円の増額で、工事請負費の合計は9,940万円となります。

10款教育費では、株式会社ピーエムティーからの50万円の寄附により、小中学校5校に10万円ずつの図書購入費が補正されています。

今回の補正により、財政調整基金の取り崩しは5億994万8,000円となり、29年度末の見込みは17億9,097万2,000円となります。

質疑として、歳出の2款1項総務管理費で財産売払収入償還金における土地の場所について、6款1項農業費で臨時雇い賃金における雇用期間についてがありました。

以上、予算審査特別委員会全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第46号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第46号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第46号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第12、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営及びタブレット端末機導入について、総務建設産業委員会より住民主役のまちづくり及び広域圏事務組合事業について、文教厚生委員会より中学校ランチサービス実施状況調査について、以上各委員会申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査と付することに決定しました。

日程第13. 議員の派遣について

○議長（三角 良人） 日程第13、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣についてはお手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

以上で、6月定例会の全日程を終了しました。

○議員（1番 児玉 求） 議長。

○議長（三角 良人） 何ですか。

○議員（1番 児玉 求） 動議を提出いたします。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 平成29年第2回6月定例会当初本会議請願に対する田ノ上議員発言について、「ああ、おもしろくない」は撤回してください。

私が賛成議員依頼で合屋議員宅を訪問したときのことですが、田ノ上議員は私が依頼が不調に終わり、「ああ、おもしろくない、帰る」と言い残し立ち去ったと聞いておりますと言われますが、私は「ああ、おもしろくない、帰る」とは言っておりません。「ああ、おもしろくない」は撤回をしてください。私は落胆して、「ああ、なんかな、帰る」と自問自答いたしました。賛成議員のお願いに伺いながら、御家族に不快な思いをさせたことを反省し、おわびを申し上げます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） ただいま児玉求議員から不穏当発言の取消を求める動議が提出されました。

この動議は、会議規則第15条の規定により、ほかに1人以上の賛成者がなければ成立しません。この動議に御賛成の方は起立願います。

〔起立なし〕

○議長（三角 良人） 起立がありませんので、よって、不穏当発言の取消を求める動議は否決されました。

○議長（三角 良人） 以上で、6月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。会議を閉じます。平成29年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時34分閉会
